



インボイス発行事業者の「2割特例」適用可否フローチャート

令和6年分の申告用
(個人事業者用)

2割特例とは？

2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることができる特例です。(令和5年分(登録日~12月)から令和8年分の申告まで適用可能です。)

START

令和6年末までにインボイス発行事業者の登録を受けている。

YES

基準となる売上げの状況

次の金額がいずれも1,000万円以下

- ・ 基準期間(令和4年分)の課税売上高
- ・ 特定期間(令和5年1月から6月)の課税売上高*

※ 課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます

YES

その他の要件

- ・ 「消費税課税期間特例選択届出書」の提出により課税期間を短縮していない
- ・ そのほか、相続、高額な資産を仕入れたことにより課税事業者となっている場合など2割特例を適用できない場合※に該当しない

※ 具体的にはインボイスQA問115《2割特例の適用ができない課税期間①》をご参照ください

YES

2割特例を適用可能

事前に届出等の必要なく、申告書に「○」をつけるだけ。仕入れに係る消費税額について実額計算不要

2割特例を適用することはできません

免税事業者の方は消費税の申告義務はありませんが、課税事業者の方は、以下のいずれかの方法により申告を行う必要があります

- ・ 一般課税による申告(インボイスの保存が必要)。
- ・ 簡易課税による申告(仕入れに係る消費税額について実額計算不要。事前に簡易課税制度選択届出書の提出が必要*)。

※ 令和6年中に免税事業者の方がインボイス発行事業者の登録を受けた場合や、令和5年分の申告において「2割特例」の適用を受けた事業者の方は、令和6年中に「簡易課税制度選択届出書」を提出することで、令和6年分の申告において簡易課税を適用することが可能です。